

# 建築工事における建設副産物管理マニュアル

## 第1章 総 則

### 1.1 目的

このマニュアルは、解体工事、改修工事及び新築工事等（以下「建築工事」という。）の施工にあたって、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)（以下「建設リサイクル法」という。）」及び「建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日改定)」等の規定内容に従い、発注者及び請負者等が建設副産物管理を適切に行い、生活環境の保全を図ることを目的とする。

### 1.2 適用

このマニュアルは、建設副産物を発生する次の建築工事に適用する。

- (a) 解体工事  
建築物等を取り壊す工事
- (b) 改修工事  
建築物等の修繕及び模様替え工事
- (c) 新築工事等  
建築物等の新築及び増築工事

### 1.3 用語の定義

- (a) 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (b) 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」（以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項の規定に該当するものをいう。
- (c) 「建設資材」とは、建設工事に使用する資材をいう。
- (d) 「特定建設資材」とは、建設リサイクル法施行令で定めるものをいう。
- (e) 「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (f) 「建設混合廃棄物」とは、建設廃棄物であって建設発生木材、廃プラスチック類、金属くず、紙くず等が混在して廃棄物となったものをいう。
- (g) 「特別管理産業廃棄物等」とは、廃棄物処理法の規定による特別管理産業廃棄物のほか、「建築物解体工事共通仕様書5章「特別管理産業廃棄物等の処理等」5節」の建設副産物をいう。

- (h) 「再資源化」とは、建設リサイクル法第 2 条の規定によるものをいう。
- (i) 「再資源化等」とは、建設リサイクル法第 2 条の規定による再資源化及び縮減をいう。
- (j) 「再生利用」とは、建設副産物を資材又は原材料として利用することをいう。
- (k) 「再使用」とは、建設副産物のうち、有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む）又は、有用なものを部品その他製品の一部として使用することをいう。
- (l) 「対象建設工事」とは、特定建設資材を用いた建設工事で、政令または都道府県条例で定めるものをいう。
- (m) 「分別解体等」とは、建築工事に伴い生じた建設副産物をその種類毎に分別しつつ工事を施工する行為をいう。
- (n) 「請負者等」とは、当該工事請負契約の請負者（元請業者）又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。

#### 1.4 関係法令等の遵守

発注者及び請負者等は、関係法令等に従い適正な建設副産物管理の計画・実施に努めなければならない。

#### 1.5 建築工事における建設副産物管理の基本方針

発注者及び請負者等は、次の基本方針により建築工事における建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (a) 建設副産物の発生の抑制に努める。
- (b) 特定建設資材は分別解体等を行い、特定建設資材廃棄物は再資源化等を行う。
- (c) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努める。  
再使用がされないものは再資源化に努める。
- (d) 分別解体又は現場分別を徹底し、できる限り建設混合廃棄物の発生を抑制する。
- (e) 建設副産物のうち特別管理産業廃棄物等及び再使用・再資源化等が行われないものについては、法令に従い、適正に処分する。
- (f) 建設資材は、再資源化された資材の積極的な利用に努める。また、「国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」（グリーン購入法）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。

## 第2章 関係者の責務と役割

### 2.1 発注者及び請負者等の責務と役割

発注者及び請負者等は、1.5 [ 建築工事における建設副産物管理の基本方針 ] により、建築工事における建設副産物に係る総合的対策を適切に実施するため、関係法令等に基づき協力して業務を推進し、責任を果たさなければならない。

### 2.2 届出事項等の説明

請負者等は、発注者に対し「建設リサイクル法 第10条 対象建設工事の届出等」の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して発注者に説明しなければならない。

### 2.3 請負契約に係る書面の記載事項

請負契約の当事者は、建設リサイクル法令等で定める事項を書面に記載し、相互に交付しなければならない。

## 第3章 発注

### 3.1 発注者による計画の作成

#### 3.1.1 発注者による事前調査（発注調査）

発注者は、設計図書を作成、発注条件の明示等を行うため、事前に必要な調査を行う。

#### 3.1.2 発注に必要な情報の収集

発注者は、対象建築物の状況等を把握し、建設副産物の発生抑制のため、材料及び工法の適切な選定を行わなければならない。また、中間処理施設、再資源化施設の情報を収集し、建設副産物の再資源化に努めると共に、最終処分場への処分量の縮減を図らなければならない。

#### 3.1.3 建設リサイクルガイドライン・リサイクル原則化ルール

発注者は計画、設計及び工事発注については、建設副産物に関する再資源化施設等の

状況を把握し、「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月 30 日制定)」によりリサイクル計画書を作成する。また、建設副産物のリサイクル率が目標に達しない場合は、リサイクルの阻害要因等の調査を行いその改善を図る。

また、指定副産物の工事現場からの搬出、再生資材等の利用等については、「リサイクル原則化ルール」(平成 18 年 6 月 12 日策定)により実施する。

#### 3.1.4 対象建設工事の通知

国の機関が、対象建設工事の工事に着手しようとするときは、「建設リサイクル法」第 11 条により、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

### 3.2 条件明示

- (a) 発注者は、工事の発注にあたり分別解体等の方法、特定建設資材廃棄物等の再資源化施設の名称等及び再資源化により得られた建設資材の使用等を設計図書に明示するものとする。
- (b) 特別管理産業廃棄物等を設計図書に明示するものとする。

## 第 4 章 工事監理

### 4.1 契約図書の内容の周知

- (a) 発注者は、3.1.4 [対象建設工事の通知] に定める「分別解体」「再資源化計画」等、都道府県知事に対して届出た内容及び建設リサイクルガイドラインに基づく発注段階の検討内容を請負者等に対して周知する。
- (b) 監督職員は、工事請負契約書記載事項の履行について確認する。

### 4.2 廃棄物処理委託契約等の確認

- (a) 監督職員は、請負者等から提出された廃棄物処理委託契約の資料を確認する。
- (b) 監督職員は、請負者等から提出された産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の資料により建設廃棄物の処理状況を確認する。

### 4.3 施工計画書の確認

監督職員は、請負者等から提出された施工計画書の記載内容を確認する。

#### 4.4 再生資源化等の完了時の確認

監督職員は、対象建設工事においては、請負者等から「建設リサイクル法」第 18 条に定める報告を受け、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、その旨を都道府県知事に申告し、適当な措置を取るべきことを求める。

## 第 5 章 施 工

### 5.1 共通事項

#### 5.1.1 請負者等による事前調査（施工調査）

請負者等は、適切・安全な工事の実施等のため、事前に契約図書、発注条件等の確認その他必要な調査（以下請負者等が行う調査を「施工調査」という。）を行う。

なお、発注者の提示した条件明示項目と相異がある場合は、監督職員と協議する。

#### 5.1.2 契約図書の確認

(a) 請負者等は、契約図書に定められた内容を把握するとともに、その実施に必要な事項を確認しなければならない。

(b) 契約図書に定められた以外に、建設副産物の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、契約図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督職員に提出し、監督職員と協議する。

#### 5.1.3 現場運営

(a) 請負者等は、建設副産物の発生を抑制する適切な材料及び工法を選定する。また、中間処理施設、再資源化施設、及び最終処分場等の情報を収集し、建設廃棄物の発生量の縮減及び処分の適正化を図る。

(b) 材料の梱包に関しては、無梱包での搬入、通い箱等の利用により、梱包材の簡素化に努める。

## 5.2 建設副産物の処理

### 5.2.1 建設副産物の処理

建設副産物の処理は、中間処理、再資源化、最終処分等を適切に行う。

### 5.2.2 中間処理

建設副産物に応じた中間処理施設を選定する。

### 5.2.3 再資源化、広域認定等

- (a) 建設副産物の再資源化にあたっては、建設副産物に応じた再資源化施設を選定する。
- (b) 産業廃棄物の広域的処理に係る特例(以下「広域認定制度」という。)を活用する。
- (c) 「資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)」(資源有効利用促進法)に基づく「指定副産物」等の制度を活用する。

### 5.2.4 最終処分

最終処分は、廃棄物処理法に基づいて、処分する建設廃棄物に応じた処分場とする。

## 5.3 工事現場の管理体制

- (a) 建設副産物の処理は、請負者等の責任において行う。
- (b) 請負者等は、現場管理体制を整備するとともに、必要な標識の掲示を行う。
- (c) 請負者等は、建設副産物の管理責任者等を定めてその管理を適正に行う。

## 5.4 施工計画書の作成

請負者等は、施工計画書に次の内容を記載する。施工計画に当たっては、第6章から第7章に規定する事項に留意する。

- (a) 再生資源利用計画
- (b) 建設副産物の発生抑制・再資源化・処分計画
- (c) 分別解体計画

## 5.5 廃棄物処理委託契約

請負者等は、収集運搬業者、処分業者及び産業廃棄物処理施設について、扱う建設廃棄物の品目と許可内容が合致していることを確認して委託契約を行う。また、それを示す資料を監督職員に提出する。

## 5.6 マニフェストの確認

- (a) 請負者等は、「廃棄物処理法」により、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を適正に使用し、処分状況について確認する。ただし、廃棄物処理法の規定による情報処理センターが運営する電子情報組織への登録により確認を行う場合は、この限りでない。
- (b) 請負者等は、廃棄物の処理状況を整理し、書面により監督職員に提出する。

## 5.7 再資源化等の完了報告

請負者等は、「建設リサイクル法」第 18 条に定める特定建設資材廃棄物の再資源化等の完了報告を書面により監督職員に提出する。

## 5.8 下請負人への対応

### 5.8.1 下請負人への周知

請負者等は、「建設リサイクル法第 10 条 対象建設工事の届出等」の事項、及び 5.4 [ 施工計画書の作成 ] に定める計画内容を下請負人に対して周知する。

### 5.8.2 計画・実施事項の確認

請負者等は、下請負人に対して周知した、建設副産物の管理に関する必要事項が適切に計画・実施されていることを確認する。

### 5.8.3 分別収集の確認

請負者等は、下請負人に対して分別収集にかかる現場指導及び分別収集の実施を確認する。

## 第6章 解体工事における留意事項

請負者等は、次の事項に留意して施工計画書を作成し、「建築物解体工事共通仕様書」に基づき解体工事を実施する。

### 6.1 共通事項

- (a) 工事着手前に「建築物解体工事共通仕様書」の「施工調査」により、特別管理産業廃棄物等の有無等の調査を行う。なお、分析調査が必要と思われる場合及び調査の結果、設計図書との相違がある場合は、監督職員と協議する。
- (b) 分別解体を徹底し、施工調査結果に基づき再資源化に努めるとともに、建設混合廃棄物の発生を抑制する。建設混合廃棄物の処理にあたっては、中間処理施設において選別により再資源化を促進し、最終処分量の抑制を図る。
- (c) 「産業廃棄物の広域的処理に係る特例（以下「広域認定制度」という。）」、「廃棄物の再生利用認定制度」及び「廃棄物の再生利用指定制度」を活用し、再生利用に努める。
- (d) 「特定家庭用機器再商品化法」に定められた廃家電機器については、再資源化等を行う等適切に処分する。
- (e) 再資源化が困難な建設廃棄物は、焼却等中間処理で減量化を図るとともに、最終処分する場合には、安定型処分品目については管理型処分品目が混入しないよう分別した上で、安定型最終処分場で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らす。
- (f) 建設副産物が少量な場合でも建設資材毎に分別し、小口収集等を検討する。
- (g) 仮設事務所、足場材等の仮設資材は、リース・レンタル品を利用する等再使用に努める。

### 6.2 事前措置

#### 6.2.1 共通事項

- (a) 施工調査を踏まえ、「建築物解体工事共通仕様書」に基づき、特別管理産業廃棄物等の処理を適切に行う。
- (b) アスベスト含有材料は、適切な解体手順により、飛散を抑制する。解体作業にあたっては「建築物解体工事共通仕様書」による。

#### 6.2.2 特別管理産業廃棄物等を含む電気設備機器の措置

PCB を含む機器類、電気絶縁用 SF<sub>6</sub>（六ふっ化硫黄）ガス、廃油、廃酸・廃アルカリ、

イオン化式感知器に放射性物質を含むものは分別し、建築物解体工事共通仕様書及び関係法令により、適切に処分する。

### 6.2.3 特別管理産業廃棄物等を含む機械設備機器の措置

- (a) アスベスト含有保温材、配管エルボ等のアスベスト含有成形練り材は、特別管理産業廃棄物として適切に処分する。
- (b) 冷凍機の冷媒フロンは、回収にあたって大気中への拡散を防止する。なお、回収は許可を受けた業者に委託する。
- (c) 廃油は、再資源化に努める。
- (d) タンク類及び浄化槽内の洗浄水は適切に処理する。

## 6.3 特別管理産業廃棄物等以外の建設副産物の処理

### 6.3.1 設備機器等の処理

- (a) 電気設備  
配管材料、電線類、機器及び盤類は、分別し、再資源化に努める。
- (b) 機械設備
  - (1) 配管材料、ダクト及び機器と保温材料は分別し、再資源化に努める。
  - (2) 冷却塔、浄化槽及びユニットバス等の廃プラスチック類は、再資源化に努める。
  - (3) 浄化槽、衛生陶器類は洗浄し、適切に処分する。

### 6.3.2 内外装材等の処理

- (a) コンクリート製品、木材（有害物を含有していないもの）、金属類等は、種類毎に分別収集し、再資源化を行う。
- (b) 廃プラスチック類は、分別収集し、メーカーのリサイクル制度を活用して再資源化に努める。
- (c) 屋根ふき材等は、種類ごとに分別収集し、再資源化に努める。
- (d) アスファルト防水材は分別収集し、適正に処理する。
- (e) その他の内外装材料は、種類毎に分別収集し、再資源化に努める。

### 6.3.3 躯体解体材の処理

解体したコンクリート塊は、鉄筋等他の建設資材と分別し原則として再使用又は再資源化を行う。

#### 6.3.4 基礎、基礎ぐいその他の処理

- (a) 場所打ちコンクリート杭、既製コンクリート杭、その他コンクリートの地業材料を撤去する場合は、再資源化を行う。
- (b) アスファルトコンクリートは、原則として再資源化を行う。

#### 6.4 有価物の取扱い

建築物等の解体によって生じた発生材のうち、市場において有価で取引されているものは、原則として、建築物等の管理者に引き渡すものとする。ただし、作業上現場で分別が困難なもの等引渡しに適さない場合は監督職員と協議する。

### 第7章 改修工事及び新築工事等における留意事項

請負者等は、次の事項に配慮して施工計画書を作成し、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に基づき、改修工事及び新築工事等を実施する。

#### 7.1 撤去工事

##### 7.1.1 共通事項

- (a) 工事着手前に「公共建築改修工事標準仕様書」の「施工調査」により、特別管理産業廃棄物等の有無等の調査を行う。なお、分析調査が必要と思われる場合及び調査の結果、設計図書との相違がある場合は、監督職員と協議する。
- (b) その他の共通事項は、6.1による。

##### 7.1.2 建設副産物の措置等

建設副産物の措置等については、6.2、6.3及び6.4による。

#### 7.2 新設工事

##### 7.2.1 土工事及び地業工事

- (a) 掘削土量が削減できる工法の選択等により、発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努める。

- (b) 土工事、山留め工事及び杭工事の発生土は、建設発生土情報交換システム等を活用した建設発生土を必要とする他の工事現場との連絡調整、ストックヤードの確保等により利用の促進に努める。
- (c) 建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成 18 年 6 月 12 日事務次官通知)に従い、建設汚泥の再生利用を推進する。

#### 7.2.2 躯体工事

- (a) コンクリートは、施工量に応じた打設計画により、余剰材の発生を抑制する。
- (b) 木製型枠以外の検討を行い、提案を積極的に行う。また、型枠材の転用回数の向上に努め、廃棄物となった木製の型枠材は、原則として再資源化等を行う。

#### 7.2.3 仕上げ工事

- (a) 広域認定制度等により指定されたものの端材は、原則として認定の製造所へ搬入し再資源化を行う。
- (b) 塗装は、可能な限り工場で行い、余剰材の発生を抑制する。ただし、設計図書に現場塗装の指定がある場合を除く。また、使用した塗料缶は、残塗料の状態により、適切に処理する。

#### 7.2.4 外構工事

- (a) コンクリート舗装及び路盤、砂利敷に使用する骨材は、原則として再生骨材を使用する。
- (b) アスファルト舗装に用いる材料は、原則として再生加熱アスファルト混合物及び再生骨材を使用する。

#### 7.2.5 電気設備工事

配管材料、電線類は、再資源化しやすい資材の利用に努めるとともに、端材の発生を抑制するよう努める。

#### 7.2.6 機械設備工事

- (a) 配管工事、ダクト工事及び保温工事については、施工図及び工場製作の検討により、端材の発生を抑制するよう努める。
- (b) 現場発生端材の内、産業廃棄物広域認定制度により認定されたものは、原則として再資源化を行う。その他は再資源化に努める。